

一般社団法人すみれ甲状腺グループ定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人すみれ甲状腺グループと称する。

(主たる事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、高度な甲状腺実地診療の普及を図り、もってわが国における甲状腺診療の発展と国民の健康・福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 研究会、研修会、講演会、講習会等の開催
- 2 雑誌、書籍その他の出版物の刊行
- 3 関連する学術団体及び専門職との連絡及び提携
- 4 国民への甲状腺疾患に関する啓蒙活動
- 5 診療ツールの開発並びに提供
- 6 専門クリニックの開設支援及び経営支援並びにコンサルティング
- 7 専門クリニックにおける事務手続き及び予約受付等の代行
- 8 専門クリニックへの医療材料、医薬品、医療機器等の販売業者の斡旋
- 9 ホームページの企画、制作及び管理
- 10 その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公 告)

第 5 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第 6 条 この法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(法人の構成員等)

第 7 条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 甲状腺診療に従事する者で、この法人の目的に賛同して入会した個人又は医療機関
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入 社)

第 8 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書

により申込み、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 9 条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 10 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 12 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によってその資格を喪失する。

(1) 第 9 条の会費納入義務を 6 ヶ月以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員の同意があったとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 13 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 社 員 総 会

(構 成)

第 14 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権 限)

第 15 条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額

(2) 会員の除名

(3) 理事及び監事の選任又は解任

(4) 理事及び監事の報酬等の額又はその規定

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(6) 定款の変更

(7) 解散

(8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第16条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その召集手続きを省略することができる。

2 社員総会の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等の支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第19条 正会員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(決 議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解 散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、委任状その他の代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

(議決、報告の省略)

第22条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

- したときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。
- 2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。

第4章 役員

(役員)

第24条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。また、1名を副代表理事とすることができる。

(役員を選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって、正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事、副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事いずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、法人の業務を執行する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐する。
- 4 代表理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第31条 当法人は、一般法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事(理事であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

当法人は、一般法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事(監事であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会の報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第26条第4項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに記名押印するものとする。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余財産の分配の禁止)

第42条 この法人は、社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決数の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人に帰属するものとする。

第8章 附 則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(最初の事業年度)

第47条 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成22年12月31日までとする。

(設立時役員)

第48条 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	濱	田	昇
設立時理事	岡	本	泰之
設立時理事	小	西	俊彰
設立時理事	上	原	城立
設立時監事	上	田	実希

2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第49条 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりとする。

(法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他法令に従う。

以上、一般社団法人すみれ甲状腺グループ設立のため、設立時社員濱田昇他4名の定款作成代理人である司法書士元村貴博は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成22年1月12日

設立時社員 濱田昇

設立時社員 岡本泰之

設立時社員 小西俊彰

設立時社員 上田実希

設立時社員 上原城立

以上設立時社員5名の定款作成代理人 司法書士 元村貴博